

# カンボジア

カンボジア（旧3派連合政府）／カンボジア国（ブノンベン政府）

面 積 18万km<sup>2</sup>

人 口 920万人（1992年8月推計）

首 都 ブノンベン

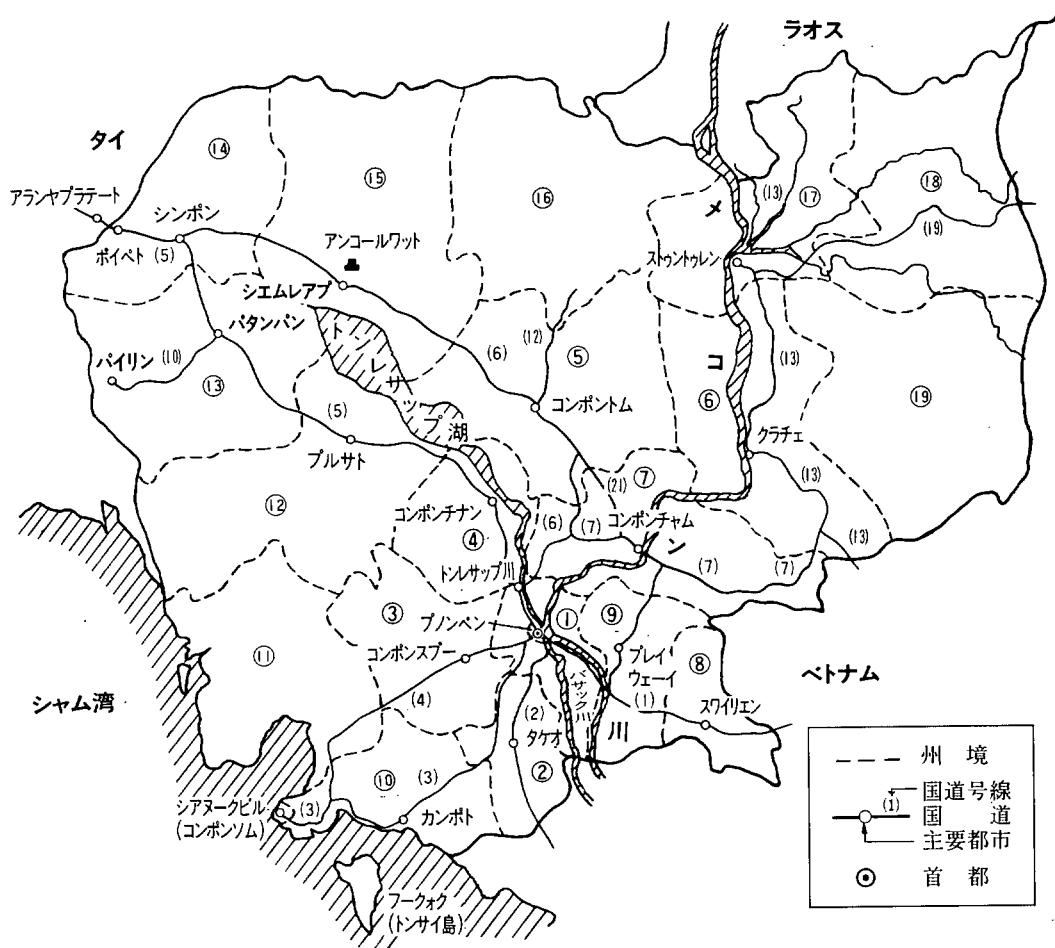
言 語 クメール語

宗 教 仏教（小乗＝上座部）

政 体 立憲君主制

元 首 ノロドム・シアヌーク国王

通 貨 リエル（1米ドル＝2500リエル。1993年12月末実勢レート）



## 州 名

- ① カンダル
- ② タケオ
- ③ コンポンスプー
- ④ コンポンチナン
- ⑤ コンボントム
- ⑥ クラチエ
- ⑦ コンポンチャム

- ⑧ スワイリエン
- ⑨ プレイウェー
- ⑩ カンボト
- ⑪ コーコン
- ⑫ ブルサト
- ⑬ バタンバン
- ⑭ パンテアイミアンチェイ

- ⑮ シエムレアブ
- ⑯ ブリアウヒア
- ⑰ ストゥントゥレン
- ⑱ ラタナキリ
- ⑲ モンドルキリ

# 1993年のカンボジア

総選挙成功したがポト派問題積み残し

とみ やま やすし  
富 山 泰

カンボジアでは1993年5月の総選挙が予想以上の成功を収め、立憲君主制を採用する新憲法の制定を経て、9月に王国政府が樹立された。これにより国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）は任務を終了し、カンボジアは政治的自立の道を歩み始めた。最強硬勢力ポル・ポト派を除く全主要政党が参加する王国政府は、国際社会のほぼ全面的な支援を受け、統治に自信を深めている。

総選挙をボイコットしたポル・ポト派は、その後の政治プロセスから除外されて孤立した。同派はシアヌーク国王の影響力を頼りに、顧問格での新体制への参加を試みたものの、1993年中は政府側との協議開始にまで至らなかった。同派は政治的、軍事的に劣勢に立ったが、ゲリラ戦を継続する軍事力は保っている。

一方、経済は1993年上半年に、政治の先行き不安を反映してインフレが昂進、特に3月の月間消費者物価上昇率は85%となり、市民生活を直撃した。92年末に1ドル=2300リエール前後だった通貨リエルもこの時期に信認を失い、3月には一時1ドル=6000リエールまで暴落した。しかし、総選挙後の7月に暫定政府が成立し、政治的混乱が一応收拾されると、物価は緩やかに下降し始めた。リエルの交換レートも、93年後半は1ドル=2500リエール前後で安定的に推移した。

ただ、経済再建はまだ緒についたばかりで、食糧の自給は93年も達成できなかった。外国からの援助に依存しなければならない状況にあり、経済的自立には程遠い。

## 政 治 ■■

●総選挙の成功 1991年10月調印のパリ和平協定に基づくカンボジアの総選挙は93年5月23日から28日までの間に実施された。制憲議会（120議席）を選出するため、全国19州・2特別市（首都プノンペ

ンとシアヌークビル）の計21選挙区で選挙区別比例代表制により行なわれたこの選挙で、シアヌークの子息ラナリットが党首を務める「独立・中立・平和・協力のカンボジアのための民族統一戦線」（フンシンペック）が58議席を得て第1党になった。ベトナムが樹立した旧プロンペン政権のカンボジア人民党は51議席にとどまり、ソン・サン元首相の仏教自由民主党が10議席、フンシンペックの分派のムリナカが1議席を獲得した。

投票は、総選挙をボイコットしたポル・ポト派の武力妨害が予想される緊迫した情勢の中で、UNTACの厳重な警戒下で行なわれた。

総選挙前、カンボジアではポル・ポト派によるとみられるUNTACの施設や要員への襲撃事件が相次いだ。UNTACの外国人要員で、襲われるなどして死亡したのは、バングラデシュ兵1人（3月）、ブルガリア兵4人、コロンビア人文民警官1人（以上4月）、日本人文民警官1人（高田晴行警部補。死後、脳腫に昇進）、フィリピン人文民警官1人、ウルグアイ兵1人、中国兵2人（以上5月）。このほか、UNTACに直接所属しないが国連ボランティア（UNV）の選挙監視員だった中田厚仁さんが4月に殺害された。一連の事件のうち、ポル・ポト派の仕業でないとUNTACが断定したのは、現地スタッフの雇用問題で恨みを買った可能性が大きい中田さんのケースだけだった。

また、ベトナム系住民や一般の民間人を対象にした集団殺害事件も頻発し、主なものだけでも、シエムレアプ州のベトナム系漁民襲撃による33人死亡、コンポントム州の映画館襲撃による29人死亡（以上3月）、バタンバン州での列車襲撃による13人死亡（5月）があった。このうち、ベトナム系住民の殺害は、反ベトナム思考に固まるポル・ポト派の犯行であることは間違いない、シエムレアプ州での事件後、ベトナム系住民の大量脱出が続いた。

UNTACの明石康・国連事務総長特別代表は4月10日、ポル・ポト派がUNTAC要員やベトナム系住民への攻撃を続けるなら同派の非合法化もあり得ると警告。これに反発したポル・ポト派は同月13日、安全が保障されないと理由でプノンペンの事務所を閉鎖し、プノンペンでの最高国民評議会（SNC）の会合もそれ以降ボイコットして、UNTAC主導の和平プロセス拒否の姿勢をますます鮮明にした。

5月3日には、ポル・ポト派がシエムレアプ州の州都シエムレアプを攻撃し、空港を一時占拠する事件が起きた。州都攻撃はパリ和平協定調印以来初めてのことだ、UNTACに大きな衝撃を与えた。

このほか、総選挙に参加する主要政党間の争いも先鋭化した。フンシンペックや仏教自由民主党は、プノンペン政権による活動家殺害などの政治テロや選挙運動妨害を厳しく非難した。このため、一時は両党が総選挙から離脱する可能性も憂慮された。

しかし、5月23日から6日間の投票は、カンボト州で投票所がポル・ポト派により襲撃されるなど小規模な事件が幾つかあった以外は、全国的にはほぼ平穏に実施された。投票率は、7割前後というUNTACの予想をはるかに上回り、89.04%に達した。これは、1970年3月のシアヌーク追放クーデター以来、2度の内戦とポル・ポト政権による暴政・虐殺に苦しめられた国民が平和と平穏な生活を願っていることの表れだった。

選挙はフンシンペックと人民党の事実上の二騎打ちだった。フンシンペックは、プノンペンとシアヌークビルの両特別市を含む都市部で圧勝した。農村部については、ベトナム、ラオス国境に近い東部と北部で人民党、タイ国境に近い北西部でフンシンペックがそれぞれ優位に立ち、それ以外の地方は両党ほぼ互角という選挙結果となった。フンシンペックは、プノンペン政権のフン・セン首相（人民党副議長）の出身地コンポンチャム州（議員定数18人）、プノンペン（同12人）、カンダル州（同11人）といった大きな選挙区で過半数の議席を制して、制憲議会第1党的座を確保した。

フンシンペックの最大の勝因は、有権者が同党とシアヌークを一体視したことだった。シアヌークはフンシンペックの創設者だが、パリ協定調印に先立ち、紛争4派で構成するSNCの議長に就任した際、中立性を保つためトップの座をラナリットに譲った。

しかし、フンシンペックは選挙戦で「シアヌークの党」であることを最大限に宣伝した。1953年にカンボジアの独立を達成したシアヌークは、建国の父として国民一般とりわけ人口の8割を占める農民に今日でもあがめられており、その名声を利用したフンシンペックの選挙戦術が奏功した。

フンシンペックは、人民党の不人気にも助けられた。人民党はベトナム軍の侵攻で1979年にポル・ポト政権が倒されたあと、14年にわたり政権を担当しており、その間に築いた地盤が選挙に有利に働くという見方も一部で強かった。しかし、60年代のシアヌーク時代に追いつかない経済の不振、当局者の汚職、国民が嫌うベトナムとの特殊な関係が災いして、最後まで人気が出なかった。人民党政権になればポル・ポト派との内戦の激化が予想されたことも、厭戦気分の強い国民の「人民党離れ」を促した。

とはいっても人民党は、政権を担当していた間に築いた地方組織のおかげでフンシンペックと互角に近い戦いをした。人民党地方組織の集票マシンは資金力にものをいわせ、「お上」に弱い農民への投票誘導により、同党を惨敗から救った。

**◎暫定国民政府の成立** 総選挙の大勢が判明したあとの6月3日、シアヌークは突然声明を出し、「人民党の要請とフンシンペックの支持」により自ら国家元首兼首相に就任し、フンシンペックのラナリット党首と人民党のフン・セン副議長を副首相とする二大政党の連立政権を樹立したと発表した。シアヌーク中心の国造りを望む国民はおおむねこの発表を歓迎した。しかし、シアヌークのフンシンペックに対する根回しは十分でなく、「身内」の同党から不満が噴出した。

フンシンペックは第1党になったとはいえ、獲得議席が過半数に達せず、かつて反ベトナム3派連合政府を組んだソン・サン派の仏教自由民主党などの議席を加えても、制憲議会での憲法制定に必要な3分の2（80議席）に届かなかった。一方で、人民党は軍・警察や中央と地方の行政機構を握っていた。だから、総選挙後の政治安定化のためには、フンシンペックと人民党との大連立はやむを得ないところだった。

だが、フンシンペックは、シアヌークの構想で第2党の人民党と同列扱いされたことが面白くなかった。

た。選挙戦中さまざまな政治テロや選挙妨害を仕掛けってきたプノンペン政権の責任者フン・センを連立政権の要職に就けることにも反発した。

UNTACの反応は複雑だった。明石代表は「シアヌークの新たな指導力はきわめて重要だ」と評価したが、欧米系の一部幹部は法的手続きを無視したシアヌークのやり方を一種の「クーデター」だと非公式に批判した。

批判を受けたシアヌークは、連立政権樹立を発表した翌4日、「一部のカンボジア人と国連当局者の反対」を理由に政権構想を撤回した。

人民党にとって、総選挙に敗北しても連立与党にとどまれるシアヌーク構想は魅力的だった。そこで、連立政権実現のためフンシンペックにさまざまな働きぶりをかけた。一つは、投開票に不正があったとして、選挙結果に異議を申し立て、プノンペンなど一部地域での投票やり直しをUNTACに要求したことだ。だが、UNTACの明石代表は、総選挙が「自由かつ公正」に行なわれたとして、この要求を拒否した。

もう一つは、ラナリットの異母弟チャクラポン(プノンペン政権副首相)ら人民党強硬派による東部の「分離独立」の動きを、プノンペン政権首脳部があえて阻止しようとしたことだ。チャクラポンは、シン・ソン国家公安相らとともに、選挙結果への不満を理由に6月12日、東部7州(コンポンチャム、スワイリエン、ブレイウェーン、モンドルリ、ラタナキリ、ストゥントゥレン、クラチエ)での「自治区」創設を宣言した。

この事態を受け、人民党も出席して同月14日に開会した制憲議会は、国家安定のため全権をシアヌークに付与した。一方、情勢を見守っていたフン・センは、7州の分離撤回の説得によりようやく乗り出した。チャクラポンらは15日にベトナムに脱出し、自治区は3日間で崩壊した。シアヌークは同月16日、(1)自ら国家元首に就く、(2)首相を二人制とし、ラナリットとフン・センを充てる、(3)ソン・サンを制憲議会議長とする、との新たな暫定政府構想を示した。フンシンペックは最初の大連立構想とほとんど違わない新構想に不満を残したが、政局の安定を優先してこれを受け入れた。人民党は新構想に異存がなく、UNTAC内部からも批判はもはや出なかった。

ラナリットとフン・センを前代未聞の「共同首相」

とし、フンシンペックと人民党にはほぼ同数の閣僚を割り当て、佛教自由民主党とムリナカにも閣僚ポストを与える「暫定国民政府」は7月1日に制憲議会の承認を受け、正式発足した。

**◎新憲法制定と立憲君主制復活** 制憲議会は9月21日、14章139条から成る「カンボジア王国憲法」を賛成113、反対5、棄権2で採択した。新憲法は同月24日に発効した。最大の特徴は、カンボジアに立憲君主制を復活させたことだ。1970年にロン・ノル将軍がシアヌークを追放し「クメール共和国」を樹立して以来23年ぶり、また、ポル・ポト政権が76年に「王国」を正式に廃止した時から数えると17年ぶりの王政復古となった。制憲議会憲法起草委員会の当初の草案では、国王でも大統領でもない「國家元首」を置き、シアヌークが就任すると想定された国家元首に権力を集中する体制が考えられていた。しかし、もともと「王党派」のフンシンペックは「政治的安定には、威厳ある国王の存在が必要」と立憲君主制の復活を主張し、かつて社会主義政党だった人民党も国家安定を優先してこれを受け入れた。

新憲法が採用した君主制は、シアヌークの希望をいれ、「君臨すれども統治せず」のイギリス型となり、国王は基本的に政治権力を持たないことになった(第7条)。しかし憲法は同時に「国王は公権力の誠実な執行を確保する仲裁者」であるとも規定しており(第9条)、国王が政治問題に影響力を行使する余地を残している。これは、新体制の抱える最大の問題であるポル・ポト派の処遇などで、復位したシアヌーク国王の仲介が必要だという現実を反映している。

国王は単純な世襲制ではなく、国会の正副議長、首相、佛教の高僧で構成される王位評議会により、30歳以上の王族の中から選出される(第13、14条)。国王が男性でなければならぬとの規定はないが、国王の配偶者に王妃の地位を与えている(第15条)ところから、女王は想定していないようにみえる。国王が重病、死亡、不在のときは、国会議長が国家元首の職務を代行する(第11、12、30条)。

国民の基本的人権は第31条～第50条で細かく保障されており、特にポル・ポト政権時代の想像を絶する人権侵害の反省から、死刑の廃止(第32条)や拷問の禁止(第38条)が盛り込まれた。

政治体制は「複数政党制自由民主主義」であり、主権在民と三権分立を明記した（第51条）。さらに、大国に翻弄され続けてきたカンボジアの歴史を踏まえ、外交では永世中立・非同盟政策を取ることを宣言するとともに、国境紛争を抱えるタイとベトナムを念頭に、近隣諸国などとの平和共存をうたっている（第53条）。

経済は「市場経済制度」と規定し（第56条）、旧プロンペン政権の社会主義経済を放棄した。

国会は唯一の立法機関であり（第90条）、議員は普通選挙で選ばれ（第76条）、任期は5年（第78条）。さらに、不逮捕特権などで議員活動を保障している（第80条）。

首相は「総選挙で勝利を収めた政党」の国会議員の中から国会正副議長の推薦で国王により選ばれることになっている。また、閣僚は国会議員か国会に議席を持つ政党の党員でなければならない（第100条）。この規定により、1993年の総選挙をボイコットして国会に議席のないポル・ポト派は、憲法が改正されない限り閣僚になれない。

司法権の独立も明記された（第109条）。

このほか経過規定として、新憲法発効後の最初の政府は第1首相と第2首相を置くことにし（第138条）、フンシンペックと人民党のバランス維持に引き続き配慮している。

**◎王国政府の成立** 9月24日の新憲法発効後、シアヌークが直ちに国王に復位した。シアヌークは、カンボジアがフランスの保護国だった1941年から独立後の55年まで国王だったことがあり、38年ぶりの王位復帰となった。新国王は同日中に暫定国民政府の共同首相だったラナリットを第1首相、フン・センを第2首相に指名した。これによって王国政府が成立し、UNTACは1年6ヶ月の任務を終了、明石代表は同月26日にプロンペンを離任した。

また、制憲議会は憲法の規定に従い国会に移行し、10月25日、国家元首代行権限のある国会議長にチア・シム人民党議長が選出された。国会の第1副議長はフンシンペックのロイ・シムチャン、第2副議長は仏教自由民主党のソン・スペール（ソン・サンの子息）となった。国会は同月29日、王国政府の閣僚名簿を承認した。

王国政府では、暫定国民政府の構成と同様に、フ

ンシンペックと人民党からほぼ同数の閣僚が選出された。閣僚のうち、副首相、首相府相、国防相、内相は2人制で、両党から1人ずつ選ばれ、上級閣僚の国務相（6人制）は両党3人ずつとなった。副首相にはラナリット第1首相の叔父で、フンシンペック幹部のノロドム・シリウット（外相兼務）と、人民党常任委員（旧政治局員）で実力者のサル・ケン（内相兼務）が就任した。このほかの有力閣僚では、ラナリットと共にフンシンペックのSNCメンバーだったサム・ランシーが国務相兼経済・財政相に、人民党常任委員でプロンベン政権の国防相とSNCメンバーを務めたティア・バンが国防相の一人に、同じく人民党常任委員のコン・サムオルが農林水産相にそれぞれ選ばれた。2大政党以外では、仏教自由民主党のナンバー・ツーでSNCメンバーだったイエン・ムリが情報相として入閣した。

**◎ポト派の新体制参加問題** ポル・ポト派は総選挙後の政治的混乱が収拾された6月下旬ごろから、新体制に「顧問」の形で参加する意向を表明するようになった。

総選挙のボイコットは、結果的にポル・ポト派の大きな戦術的ミスだった。総選挙後、ポル・ポト派は政治プロセスから外されただけでなく、盟友だったはずのフンシンペックと宿敵の人民党が連立政権樹立で合意し、同派は政治的、軍事的に孤立してしまったからだ。

ポル・ポト派は1992年10月に総選挙のボイコットを正式発表した際、「UNTAC主導の選挙は人民党政権を存続させるだけ」と主張しており、同派がベトナムの傀儡とみなす人民党の総選挙での勝利は不可避とみて、その勝利に手を貸すことはできないという判断からボイコットを決定したとみられる。しかし、同派は93年5月の選挙戦の最終段階になって、フンシンペックが予想以上に善戦していることに気づき、フンシンペックを応援する方針に切り替えたようだ。6日間の投票期間中、大規模な武力妨害をしなかったことや、タイ国境に近いバタンバン州ボイエトなどで同派兵士や家族が数百人規模で投票したことがそれを裏付ける。

国民大虐殺の過去を引きずるポル・ポト派は、たとえ総選挙に参加したとしても、議席をどれだけ得られたか分からぬ。だが、わずか1議席のムリナ

カでも暫定国民政府の閣僚ポストを一つ与えられたように、もしポル・ポト派が総選挙に参加して少数でも議席を獲得していれば、新政府に加わられた可能性がある。そのチャンスを自ら放棄してしまったわけである。

情勢判断の誤りと戦術的失敗を帳消しにする「奥の手」として持ち出したのが、顧問格で新体制に参加するという構想だった。新政府に顧問を送り込むことで、無視できない政治勢力としての地位を回復するとともに、政府の政策運営に口出しして人民党とフンシンペック（および仏教自由民主党）の間の矛盾を拡大し、新政府の主導権を握り、カンボジアを反ベトナムの方向にもっていくことを狙った、と観測されている。

総選挙前にプノンペンの事務所を閉鎖し、姿を消していたポル・ポト派のキュー・サムファン議長は、暫定国民政府発足後の7月13日、3ヶ月ぶりにプノンペンに帰還し、シアヌークと会見。ポル・ポト派を含む4派統合軍の創設と、ポル・ポト派顧問の政府参加を正式に求め、これが受け入れられるなら支配区を返還すると表明した。シアヌークはこの提案について話し合う円卓会議（出席者はシアヌーク、キュー・サムファン、暫定国民政府のラナリット、フン・セン両共同首相、ソン・サン制憲会議議長またはチア・シム同副議長）の開催を提唱し、キュー・サムファンはこれを受諾した。

これに対して政府側は「ポル・ポト派が政府軍攻撃をやめ、軍指揮権と支配区を政府に返上するなら、同派の政府軍への統合と政府顧問としての役割を認める」（9月17日、フン・セン暫定国民政府共同首相）と逆提案した。

一見似ている両者の提案の根本的違いは、ポル・ポト派の顧問入りと引き替えに同派兵力を解体するか否かにあった。ポル・ポト派は「4派統合軍」の結成を口にしながら、自らの兵力解体には触れていない。同派の力の源泉は軍事力にあり、もしそれを失えば、ポル・ポトら同派最高指導部が過去の大虐殺の責任を問われて逮捕され、裁判にかけられるのを憂慮している、と分析されている。一方で政府側は、ポル・ポト派の軍指揮権返上、すなわち兵力解体を明確に要求した。

双方は、表向きは暫定国民政府や王国政府の正統性をめぐって論争した。ポル・ポト派は、新政府に

フンシンペックが加わっても「中央権力の99%，地方権力の100%」は旧プノンペン政権のものが残っているとし、新政府の実態は旧プノンペン政権と変わらないと主張。そのため「ベトナム侵略者とその盟友」に対する自衛の戦争は続けるし、ポル・ポト派を含む「真の国民政府」ができるまで支配区の返還はできないと論じた。また、新政府の正統性を認めないと立場から、円卓会議を政府対ポル・ポト派ではなく、主要4派の会合とするよう求めた。

政府側は、新政府が総選挙を経て成立した唯一の正統政府だとの立場から、円卓会議開催前に、ポル・ポト派が王国憲法と王国政府の承認を宣言し、円卓会議を正統政府とポル・ポト派の首脳協議の場にするよう要求した（9月30日、王国政府のラナリット第1、フン・セン第2首相のキュー・サムファンあて連名書簡）。

ポル・ポト派は、国王と憲法への支持を表明したもの、王国政府の承認は拒んだ。

ポル・ポト派と政府側が円卓会議の形式で対立したこと、また同会議の議長を務めるはずのシアヌーク国王の北京での癌治療が長引いたことによって、会議の開催は延び延びとなった。

こうした状況の中でシアヌーク国王は11月21日、北京から声明を出し、(1)ポル・ポト派は戦闘を停止し、支配区を放棄し、兵力を解体して政府軍に合流する。(2)政府は、ポル・ポト派が以上3点を約束すれば、同派と話し合いを持つ。(3)政府は、同派が3点を実行すれば、ポル・ポト、イエン・サリ、ヌオン・チア、タ・モクの4首脳以外の同派メンバーに共同大臣、共同副大臣、共同長官、顧問のポストを与える、という新構想を発表した。

シアヌーク国王は、基本的にはポル・ポト派の兵力解体を要求する政府側の立場に立ちながら、同派がこれを受け入れるなら顧問だけでなく閣僚ポストも与えるよう政府に一定の譲歩を求めたものだ。シアヌーク国王は、ポル・ポト政権時代に王宮に幽閉された経験などからポル・ポト派を極端に嫌正在りが、同派の「怖さ」を知っており、同派を体制内に取り込まなければカンボジア問題の解決はない信じているようだ。だがポル・ポト派を閣僚にするには、憲法の改正が必要となる。ラナリット第1首相がこの点を指摘して難色を示すと、シアヌーク国王は構想を撤回した。

しかし、12月17日にラナリット第1首相は、シアヌーク国王の意向を受けてタイでキュー・サムファンと会談し、同国王提案に沿ってポル・ポト派問題を協議する非首脳レベルの作業グループを設置することで原則合意した。また、ラナリット第1首相は同月25日、ポル・ポト派がシアヌーク国王の挙げた3点を実行するなら、同派に共同大臣のポストを与えるため憲法を改正する用意があると態度を修正した。それでも、作業グループの政府側メンバーの資格について、政府の代表とするか、所属政党の代表とするかで折り合いがつかず、協議開始は1994年に持ち越された。

**◎総選挙後の軍事情勢** 7月の暫定国民政府発足とともに、旧プノンペン政権、旧ラナリット派、旧シン・サン派の各部隊は政府軍に統合された。政府軍とポル・ポト派の衝突はその直後から始まり、北西部のシエムレアプ、バンテアイミアンチェイ、バタンバンの各州、中部のコンポントム州などで時折激しい戦闘が発生した。

ポル・ポト派は7月7日、北部のプリアウイヒア州のタイ国境沿いにある著名な遺跡プリアウイヒア寺を占拠。これに対して政府軍は8月20日、北西部のバンテアイミアンチェイ州のポル・ポト派拠点チャット村を制圧した。10月中旬にはタイ国境近くで激戦が伝えられ、12月末になると、政府軍はシエムレアプ州のポル・ポト派重要拠点アンロンウェンへの猛攻を開始した。政府側によると、ポル・ポト派からは投降が相次ぎ、1993年末までにその数は3000人を超えたという。

**◎新体制の対外関係** カンボジアの新体制は、国際社会のほぼ全面的な支援を受けてスタートした。諸外国のうち特に支援に積極的姿勢を見せたのは、旧宗主国フランスであった。ミッテラン仏大統領は総選挙前の1993年2月にカンボジアを訪問、各派に和平プロセスの促進を直接働きかけた。暫定国民政府成立直後の7月初めには、レオタール仏国防相がプノンペンを訪れて軍事協力協定に調印、政府軍に対する訓練や装備の供与を約束した。

ポル・ポト派の最大の支援国だった中国は、パリ協定調印を境に同派への援助を断ち切ったようである。中国はUNTACに工兵部隊を派遣し、ポル・

ポト派が反対した総選挙の実現に協力した。さらにシアヌーク国王の病気治療も引き受け、同国王をかなめとする新体制支援の姿勢を鮮明にした。

カンボジア新政府が当面力を入れているのは、近隣諸国との関係改善である。ラナリット、フン・セン両首脳が暫定国民政府発足から間もない7月末にラオス、8月にタイとベトナムを相次いで訪問したことがそれを物語る。タイに対しては、同国軍部によるポル・ポト派支援の停止を求め、ベトナムとは、懸案の国境問題とベトナム人のカンボジア入国問題の円満解決のため合同委員会を設置することで合意した。

暫定国民政府成立以降、年末までにカンボジアを訪問した各国要人は、レオタール仏国防相のほか、羽田外相（9月）、カムタイ・ラオス首相、姜成山・朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）首相（以上11月）、プラソン・タイ外相、ロード米国務次官補（以上12月）などであった。

**◎新体制の潜在的不安定要因** 難産の末に誕生した新体制だが、その基盤はあまり強固ではない。それは主として、(1)国家のまとめ役であるシアヌーク国王に健康不安がある、(2)新政府はかつて内戦を戦った敵同士の寄り合い所帯で、結束度に一抹の疑問がある、(3)ポル・ポト派の勢力温存を許す状況がなお残っている、の三つの理由による。

(1) シアヌーク国王の健康問題：シアヌーク国王は、政治経験、指導力、カリスマ性、知名度のどれを取ってもカンボジアの政治家の中で抜きんでている。総選挙後に大連立政権が誕生したのは同国王の力によるものだし、ポル・ポト派も同国王にすり寄ることで新体制への参加を画策してきた。いわば、シアヌーク国王は新生カンボジアの政治的安定装置といえる。だが、そのシアヌーク国王は、癌にかかっていることが判明した。同国王は10月7日、北京で前立腺近くの癌の除去手術を受けたが、その後の検査で癌は骨髄に広がっていることが分かった。国王自身の声明では、化学療法が予想以上の成果を上げているというが、1993年に71歳になった同国王に万が一のことがあれば、政府とポル・ポト派の対決は決定的になる可能性がきわめて大きい。

(2) 王国政府の結束度：フンシンペックと人民党は数年前まで血で血を洗う内戦を繰り広げ、元来相

互不信が強かった。両党とりわけラナリットとフン・センが7月の暫定国民政府成立以降、連携を深めてきたことについて、外国からの支援を得るためうわべだけ親密さを取り繕っているにすぎないとの観測が一部にある。逆に、両首脳は新生カンボジアの政治的安定を最優先させ、過去を水に流したとの見方もある。

仮に後者の見方が正しいとしても、人民党内部には、フンシンペックに融和的なフン・センら稳健派と、警察権力を握るチア・シム国会議長、サル・ケン副首相兼内相ら強硬派の間に路線対立があるとも伝えられる。強硬派が実権を握れば、フンシンペックとの協力関係にひびが入り、王国政府が機能しなくなることもあり得よう。

(3) ポル・ポト派の勢力温存：政治プロセスから除外されたポル・ポト派は国内政治的に孤立し、軍事的に劣勢に立たされ、最大のよりどころだった中国からの援助も断たれたようだ。中国とのパイプ役だったイエン・サリ、軍最高司令官でSNCメンバーだったソン・センの失脚説が流れるなど、最高首脳部にも動搖がうかがえる。

ただ、ポル・ポト派が他の東南アジア諸国の多くの共産ゲリラと同様に、いずれは壊滅の道を歩むとしても、それにはかなりの時間を要しよう。

同派は北西部を中心に国土の約2割を支配し、そこから産出される木材の伐採権や宝石の採掘権をタイの密輸業者に売るなどして軍資金を稼いできた。新政府は資源保護を名目にこれら産物の輸出を禁止したが、タイ・カンボジア国境地帯を管理するのは反ベトナムでポル・ポト派と盟友関係にあったタイ軍部であり、その全面協力がない限り、禁止措置は実効性に乏しい。

さらに、農村の貧困および都市との生活格差、支配階級の腐敗など、ポル・ポト派の勢力伸張を助けてきた基本的な環境はほとんど改善されないまま残っている。同派が利用してきた国民の歴史的な反ベトナム感情も健在である。

## 経済 ■ ■

◎下半期に物価・通貨安定 カンボジアでは1993年上半期に、総選挙前の政治的混乱を反映して経済が極度に不安定化した。特にポル・ポト派とみられ

る武装集団によるベトナム系住民の集団殺害やUNTAC部隊襲撃が本格化した3月に経済は大混乱に陥り、カンボジア国立銀行の資料によると、月間の消費者物価上昇率は85%に達する超インフレとなつた。これに伴って通貨リエルも暴落し、92年末に1\$=2310ルピア、2月末に1\$=2530ルピアだった実勢レートは、3月20日に1\$=6000ルピアと史上最低値を記録した。国立銀行の資料によれば、6月末現在の消費者物価上昇率は前年同月比で187%となった。また、カンボジアで活動する外国の民間援助団体が設立した「カンボジア開発資源研究所」(CDRI)の調査では、食料と燃料の主要12品目のプノンペンにおける市場価格は、93年第2四半期(4~6月)にリエル価格で前年同期比255~459%上昇、ドル換算でも同1~58%上昇となり、収入をリエルで得ている住民だけでなく、UNTACに雇われるなどしてドル収入のある層もインフレの影響を免れなかつた。

総選挙後の政治的混乱が收拾された6月半ば以降、経済は安定に向かった。王国政府のサム・ランシー国務相兼経済・財政相による紙幣増発停止などの措置も効果を上げ始めたとみられる。国立銀行の資料では、第3四半期(7~9月)に消費者物価指数は毎月下落し、9月末の前年同月比の消費者物価上昇率は50%となった。CDRIの調査でも、第3四半期の主要12品目のリエル価格は前年同期比で22~199%の上昇と比較的落ち着き、ドル換算では3品目が前年同期比で同じか最高20%下落し、9品目が8~94%の上昇となった。通貨不安もなくなり、リエルの実勢レートは7月から11月上旬までが1\$=2500~3000ルピア、それ以降は2000~2500ルピアの範囲にはぼ吸まつた。

しかしコメの生産量は1993年も自給水準に達しなかつた。灌溉設備の整備が遅れ、外貨不足のため化学肥料の輸入ができないことなどが原因で、11月20日の国営AKP通信が伝えたコン・サムオル農水相の報告によれば、同年のコメ不足は前年並みの25万トンとなった(旧プノンペン政権農業省の93年2月の発表によると、92年の不足量は25万7000トン)。12月6日のラナリット第1首相の演説では、93年の不足量は20万~23万トンである。

一方、12月24日付のシンガポール紙『ビジネス・タイムズ』に掲載されたフン・セン第2首相のインタビューによると、1993年の経済成長率(名目)は

7.5%となり、92年(5.5%)より上向いた。貿易は大幅な赤字で、12月20~26日付の週刊紙『カンボジア・タイムズ』が報じたワ・フット商業相の発言によれば、93年1~11月の推定値で輸出は2000万ドル、輸入は1億5000万ドルである。

**●94年予算と政府経済見通し** 国会は12月28日、総額8900億ドルの1994年度(94年1~12月)予算を承認した。歳出の主要部門別の割合は経済開発費38%、国防・治安維持費28%、社会福祉費20%。歳入は48%が外国からの援助となっている。94年の政府経済見通し(12月28日発表)は、国内総生産(GDP)6兆ドル、経済成長率(名目)8%である。

**●今後の経済的課題** カンボジアの経済再建は始まったばかりで、問題が山積している。国民の8割が住む農村部では、大量の難民帰還に伴い、農地不足が顕在化した。未耕作地の多くは地雷の残存、マラリアの蔓延、道路・学校・病院の未整備などのため定住に適さず、安全な農地確保が急務となっている。すでに耕作されている土地も、灌漑設備の不備により旱ばつ、洪水といった自然災害を受けやすい。農村での生活を捨てた人々は都市に流入し、プノンペンなどでは失業問題や住宅問題が深刻化した。

政府は1994年中のコメ自給実現を目指し、農地拡大・農村開発を最優先課題に掲げている。貧しい農村はポル・ポト派の温床でもあり、農村開発は同派の勢力を先細りにすることにも役立つ。

また、経済再建を早急に軌道に乗せるには、外国資本の積極的な導入が不可欠だ。政府は外国の民間

投資奨励のため、税制優遇措置の適用を中心とする法律の整備に着手した。手っ取り早い外貨獲得の手段として、観光振興にも力を入れ、外国人観光客向けにカジノの公認も検討している。

ただ、外国投資奨励にしても、観光客誘致にしても、治安の確保やインフラストラクチャーの整備が前提となる。換言すれば、政府はポル・ポト派問題の解決に一層努力する必要があるし、インフラ整備には外国政府や国際機関からの経済援助に多くを頼らざるを得ない。

以上見たように、カンボジアは1993年に政治的に独り立ちしたものの、新体制がもろさを内在していることは否めない。また、経済的には自立に程遠いのが現状だ。1994年に政治的安定を高められるかどうかは、シアヌーク国王の健康状態にかなり左右されよう。同国王が健在で調停能力を発揮できるなら、ポル・ポト派が全面的な武力闘争に転じることはなかろうし、王国政府の内紛が表面化することもあるまい。その場合は、ポル・ポト派の政府参加をめぐって、同派と王国政府の駆け引きが延々と続くことが予想される。しかし、シアヌーク国王に万が一のことがあれば、だれが後継国王になっても、カンボジア情勢の緊迫化は不可避であり、本格的な内戦の再発さえ懸念される。経済復興も、政治情勢に大きく左右されよう。国際社会は新体制支援ではば一致しているが、政情が不安定化すれば、外国民間企業の進出はおぼつかない。1994年はカンボジアの国家再生が軌道に乗るか否かが決定づけられそうである。

(時事通信社外信部次長)

# 重要日誌 カンボジア 1993年

**[1月12日]** ボト派がシエムレアプ近郊でUNTAC文民警官宿舎がロケット砲などで攻撃され、日本人警官宿舎全焼。

**15日** ボト派、UNTACの明石代表がパリ協定を履行していないと名指し非難。

**28日** 北京でSNC会合。総選挙の日取りを5月23~25日と決定(のちに移動投票日を含め28日までと変更)。

**[2月1日]** UNTAC、プノンペン政権軍が5州でボト派拠点への大規模攻撃を開始したと指摘。

9日 ボト派がシエムレアプ殿下、北京から約3ヵ月ぶりに帰国。

10日 ボト派の反対を押し切り、宝石の輸出禁止を決定。

11日 ミッテラン仏大統領、カンボジア訪問(~12日)。

12日 ボト派のキュー・サムファン議長、ガリ国連事務総長への書簡で総選挙中止を要請。

**[3月1日]** UNTAC、ベトナム兵3人発見と発表。

2日 ボト派がシエムレアプ殿下、北京へ出発。

9日 明石代表、新たにベトナム兵5人発見と発表。

10日 ボト派がシエムレアプ市南方にあるトンレスップ湖沿いの漁村を襲い、ベトナム系住民33人を殺害。

20日 通貨不安でリエル急落。一時、1\$=6000\$に。(21日に1\$=3000\$へ回復)。

27日 シエムレアプ州でUNTACのバングラデシュ部隊が襲撃され、兵士1人死亡。

31日 コンポントム州で映画館が襲撃され、29人死亡。

**[4月2日]** シエムレアプ殿下、北京から帰国。コンポンスパー州でUNTACのブルガリア部隊が襲撃され、兵士3人死亡。

4日 プノンペンでSNC会合。シエムレアプ殿下、UNTACへの武力攻撃を非難。明石代表、民間人襲撃は許容できないと警告。フン・セン首相、ボト派の民間人襲撃を理由にキュー・サムファン議長を裁判にかけるよう要求。明石代表、難民37万5000人の帰還完了と報告。

7日 総選挙の選挙戦開始。ガリ国連事務総長、カンボジア訪問(~8日)。

8日 コンポントム州で国連ボランティア(UNV)の選挙監視員、中田厚仁さん射殺される。

10日 プノンペンでSNC会合。明石代表、ボト派がUNTAC要員やベトナム系住民への攻撃を続けるなら合法化もあり得ると警告。

13日 ボト派、プノンペンの事務所を閉鎖。

14日 シエムレアプ殿下、北朝鮮へ出発。

19日 UNTACによると、ボト派がコンポンスパー州の村を襲い、UNTACのブルガリア兵1人死亡。

30日 コンポンチャム州でUNTACのコロンビア人文警官が撃たれて死亡。

**[5月3日]** ボト派が州都シエムレアプを攻撃。空港を一時占拠。

4日 バンテアイミアンチエイ州アンピルでUNTACの車列が武装集団に襲われ、高田晴行警部補死亡。

5日 パターンバン市の南東で武装集団が鉄道を爆破、列車を襲撃し、乗客13人死亡。

7日 コンポンスパー州でUNTAC施設襲撃され、フィリピン人文警官がショック死。

15日 UNTACのウルグアイ兵、プノンペンで射殺される。国連機関職員の家族の国外退去開始。

19日 選挙戦終了。

21日 コンポンチャム州でUNTACの中国工兵部隊駐屯地が砲撃され、中国兵2人死亡。

22日 シエムレアプ殿下、北京から帰国。

23日 総選挙の投票開始。

25日 固定投票所での投票終了。

28日 総選挙の投票終了。最終投票率は89.04%。

29日 明石代表、総選挙は「自由かつ公正」に行なわれたと宣言。総選挙の開票開始。フンシンペックがリード。

31日 人民党、投開票に不正があったとし、開票結果の発表中断および一部での選挙やり直しを要求。

**[6月3日]** シエムレアプ殿下、自ら国家元首と首相を兼務し、フンシンペックのラナリット党首と人民党のフン・セン副議長を副首相とする大連立政権の樹立を発表。

4日 シエムレアプ殿下、連立構想を撤回。

5日 ラナリット殿下、フン・セン氏と異母弟チャクラボン殿下の連立政権参加を拒否。

6日 人民党、選挙結果の凍結を要求。

8日 人民党、制憲議会の14日招集を受諾。

10日 明石代表、総選挙の最終結果をSNC会合で発表。制憲議会120議席の党派別内訳はフンシンペック58(得票率45.47%)、人民党51(同38.22%)、佛教自由民主党10(同3.81%)、ムリナカ党1。人民党は受け入れ拒否。

12日 チャクラボン殿下、東部7州の「自治区」創設を宣言。

14日 制憲議会招集。国家安定のためシエムレアプ殿下に全権を付与。

15日 チャクラボン殿下、シン・ソン国家公安相らとともにベトナムに脱出。自治区崩壊。シエムレアプ殿下、各政党の要請を受け暫定国民政府の樹立を提案。

16日 ラナリット殿下とフン・セン首相、共同首相就任に合意。

20日 人民党、選挙結果受け入れを正式表明。

24日 ボト派、政府への顧問としての参加意思を表明。

**[7月1日]** 暫定国民政府が制憲議会で承認され、正式発足。ポト派のチャン・ユラン特使がブノンベン入り。

5日 ドシエムレアブ州で政府軍とポト派が衝突。

7日 ポト派、北部国境沿いのプリアウヒア寺占拠。

13日 キュー・サムファン氏がブノンベンに帰還、シアヌーク殿下と会談し、4派統合軍の創設および新政府へのポト派顧問の参加を求める。シアヌーク殿下はこの問題を協議する円卓会議の9月半ば開催を提案。

15日 シアヌーク殿下、北朝鮮へ出発。

21日 ポト派放送、暫定国民政府は依然「ベトナム侵略者の政府」だと非難。

**[8月2日]** UNTACによると、カンボト州でポト派とみられる集団が列車を襲撃し、10人死亡、30人負傷。

4日 明石代表、ポト派放送がベトナム系住民の殺害をあおっていると批判。

10日 コンボンチナン州でベトナム系住民6人殺害。

15日 ポト派、同派の国軍・政府参加問題を話し合う円卓会議の22~25日開催を正式提案（政府側は拒否）。

20日 政府軍、バンテアイミアンチェイ州のポト派拠点チャット村を制圧。

22日 ラナリット殿下、ポト派に戦闘・虐殺停止を要求。

23日 ラナリット、フン・セン両共同首相がベトナム訪問（～25日）。国境問題、ベトナム人のカンボジア入国問題に関する2合同委員会の設置で合意。

24日 フンシンペック、立憲君主制の採用呼びかけ。

27日 人民党、立憲君主制を受け入れ。

30日 ラナリット、フン・セン両共同首相、ソン・サン制憲議会議長、チア・シム同副議長ら、シアヌーク殿下との会談のため北朝鮮へ出発。

**[9月3日]** ラナリット殿下、北朝鮮から帰国し、シアヌーク殿下の王位復帰が決まったと言明。

6日 シアヌーク殿下、北京でキュー・サムファン氏と会談。

9日 シアヌーク殿下、国民あてメッセージで「直腸近くに腫瘍が発見され、手術が必要」と発表。

15日 羽田外相、カンボジア訪問。

21日 制憲議会、新憲法を採択。

23日 シアヌーク殿下、北京から帰国。

24日 新憲法発効。シアヌーク殿下が国王に復位。シアヌーク国王、ラナリット殿下を第1首相、フン・セン氏を第2首相に指名し、王国政府発足。

26日 明石代表、ブノンベンから離任。

30日 ラナリット第1首相とフン・セン第2首相が連名でキュー・サムファン氏に書簡を送り、円卓会議開催の前にポト派による新憲法と新政府の承認などを要求。

**[10月1日]** キュー・サムファン氏がブノンベン入りし、

国王と憲法への支持を表明。シアヌーク国王と会見し、ポト派を含む統合軍の創設と同派の顧問としての政府参加を改めて要求。

4日 シアヌーク国王、治療継続のため中国へ出発。

7日 シアヌーク国王、北京で前立腺近くの癌除去手術受ける。

13日 タイ国境近くで政府軍とポト派の戦闘始まる。

19日 国営AKP通信、ポト派兵士が合計2000人投降したと報道。

20日 キュー・サムファン氏、ラナリット第1首相あての書簡で、各派が参加する真の国民政府が樹立されればポト派支配区を返還すると表明。

21日 キュー・サムファン氏が声明で、(1)ベトナムが併合したカンボジア領を返還するのと同時に、ポト派支配区を政府に返還する、(2)政府の権力構造の99%はベトナムが樹立したまま残っている、(3)円卓会議が開催できないなら、各派代表による委員会を設置すべきだと表明。

25日 国会議長にチア・シム人民党議長を選出。

28日 キュー・サムファン氏がシアヌーク国王にメッセージを送り、人民党首脳が国会、政府の要職を占めたのは合法性を装ったクーデターだと批判。

29日 国会が王国政府の閣僚名簿を承認。ラナリット第1首相、ポト派政府顧問の受け入れ条件として、(1)憲法と王国政府の承認、(2)政治的・軍事的敵対行動の中止、(3)兵力と支配区の無条件放棄、の三つを要求。

**[11月7日]** シアヌーク国王の北京事務所、国王は癌の化学・放射線治療の終わる94年5月か6月まで帰国できないと発表。

16日 国営放送によると、11月第2週にシエムレアブ州などでポト派が軍事攻勢。政府軍はポト派28人を殺害。

21日 シアヌーク国王、声明を発表。ポト派が、(1)戦闘停止、(2)支配区放棄、(3)兵力解体・政府軍への合流、の3条件を満たすなら、ポル・ポト、イエン・サリ、ヌオン・チア、タ・モク以外のポト派幹部に共同大臣、共同副大臣、共同長官、顧問のポストを与えることを提案。

24日 ラナリット第1首相、ポト派を閣僚にするのは憲法違反だと言明。

28日 キュー・サムファン氏、ポト派放送を通じ、同派に政府ポストが与えられるなら、敵対的戦闘行動を停止し、支配区を開放すると表明。

**[12月17日]** ラナリット第1首相、タイでキュー・サムファン氏と会談。

25日 ラナリット第1首相、ポト派がシアヌーク国王の3条件を実行するなら、同派に閣僚ポストを与えるため憲法を改正すべきだと表明。

30日 AFP、政府軍がシエムレアブ州のポト派重要拠点アンロシウェンを攻撃と報道。

# 参考資料 カンボジア 1993年

## ■ カンボジア王国政府閣僚名簿

(1993年10月29日承認。フンシンペック=F,  
カンボジア人民党=C, 佛教自由民主党=B)

- 第1首相** ノロドム・ラナリット殿下(Prince Norodom Ranariddh=F)
- 第2首相** フン・セン(Hun Sen=C)
- 副首相** ノロドム・シリウット殿下(兼外相, Prince Norodom Sirivudh=F), サル・ケン(兼内相, Sar Kheng=C)
- 国務相** イン・キエト(兼公共事業・運輸相, Ing Kieth = F), キアト・チョン(Keat Chhon = C), ウン・パン(Ung Phan = F), ワン・ムリワン(Van Mouly Van = C), チェム・スヌグーン(兼司法相, Chem Snguon = C), サム・ランシー(兼経済・財政相, Sam Rainsy = F)
- 首相府相** ウエン・セレイウット(兼観光長官, Veng Sereyvuth = F), ソク・アン(Sok An = C)
- 次官** スム・マニット(Sum Manith = C), ヌー・カヌン(Noav Kanun = F)
- 国防相** ティア・バン(Tea Banh = C), ティア・チャムラット(Tea Chamrath = F)
- 次官** エク・セレイウット(Ek Sereywath = F), チェイ・サムユム(Chey Sam Yum = C)
- 外相** ノロドム・シリウット殿下(兼=F)
- 次官** ウ・キムアン(Uch Kim An = C)
- 内相** サル・ケン(兼=C), ユー・ホクリ(You Hock-ry = F)
- 次官** カン・サワーン(Khan Savoern = F), イム・チュンリム(Im Chhun Lim = C)
- 情報相** イエン・ムリ(Ieng Moul = B)
- 次官** キュー・カニヤリット(Khieu Kanharith = C)
- 経済・財政相** サム・ランシー(兼=F)
- 次官** チャン・プラシット(Cham Prasidh = C)
- 商業相** ワ・フット(Va Huot = C)
- 公共事業・運輸相** イン・キエト(兼=F)
- 鉱工業・エネルギー相** プー・ソティラク(Pou Sothirak = F)
- 司法相** チェム・スヌグーン(兼=C)
- 次官** ヘン・ウォンブンチャット(Heng Vong Bunchhat = C)
- 保健相** チア・タン(Chhea Thang = C)
- 農林水産相** コン・サムオル(Kong Sam Ol = C)
- 次官** トー・センブー(Tao Seng Buor = F)
- 計画相** チア・チャント(Chea Chanto = C)

教育・青年・スポーツ相 ウン・フット(Ung Huot = F)

次官 モム・チンハイ(Mom Chin Huy = C)

観光長官 ウエン・セレイウット(兼=F)

宗教長官 ヒアン・ワンロット(Hean Vanroth = F)

文化・芸術長官 ヌート・ナラン(Noith Narang = C)

郵政長官 ソ・クン(So Khun = C)

社会福祉・労働・在郷軍人長官 スイ・セム(Suy Sem = C)

環境局長官 モク・マレト(Mok Mareth = C)

地方開発局長官 ホン・スンフット(Hong Sun Huot = F)

議会連絡局長官 サイ・ボリ(Say Bory = B)

女性問題局長官 キエト・ソクン(Kiet Sokun = B)

国立銀行総裁 トル・ペンリアト(Thor Peng Leat = C)

## ■ カンボジア王国国会指導部

(1993年10月25~26日選出)

**議長** チア・シム(Chea Sim = C)

**第1副議長** ロイ・シムチャン(Loy Simchhean = F)

**第2副議長** ソン・スペール(Sonn Soubert = B)

(注) B, C, F の政党略号については1を参照。

## ■ カンボジア総選挙党派別獲得議席数

選挙区名	定数	F	C	B	他
バンテアイミアンチェイ	6	3	2	1	0
バターンバーン	8	4	3	1	0
カンボト	6	3	3	0	0
カンドル	11	7	3	1	0
コーコン	1	0	1	0	0
コンボンチャム	18	10	6	1	1
コンボンチナン	4	2	2	0	0
コンボンスパー	6	2	3	1	0
コンボントム	6	2	3	1	0
クラチエ	3	2	1	0	0
モンドルキリ	1	0	1	0	0
プロンペン	12	7	4	1	0
ブリアウイニア	1	0	1	0	0
ブレイウエーン	11	4	6	1	0
ブルサト	4	2	2	0	0
ラタナキリ	1	0	1	0	0
シエムレアブ	6	3	2	1	0
シアヌークビル	1	1	0	0	0
ストゥントゥレン	1	0	1	0	0
スワイリエン	5	2	3	0	0
タケオ	8	4	3	1	0
計	120	58	51	10	1

(注) F, C, B の政党略号は「参考資料」1を参照。「他」はムリナカ党。

#### 4 カンボジア王国憲法（抄訳）

（1993年9月21日採択、同24日発効）

### 第1章 主権

第1条 カンボジアは王国であり、国王は憲法と複数政党制自由民主主義を遵守する。カンボジア王国は独立、主権、平和、永世中立、非同盟国家である。

第2条 カンボジア王国の領土保全は、1933～53年作成の縮尺10万分の1の地図で決定され、63～69年に国際的に承認された国境線内において、絶対に不可侵である。

第3条 カンボジア王国は不可分の国家である。

第4条 カンボジア王国の標語は「国家、宗教、国王」である。

第5条 公用語と公用文字は、カンボジア語とカンボジア文字である。

第6条 プノンペンはカンボジア王国の首都である。国旗、国歌、国章は付則1、2、3で定める。

### 第2章 国王

第7条 国王は君臨するが、権力を行使しない。国王は終身国家元首である。国王の身体は不可侵である。

第8条 国王は国民の統合と不滅の象徴である。国王はカンボジア王国の国家的独立、主権、領土保全を保障する。国王は国民の権利と自由の尊重を保障し、国際条約を尊重する。

第9条 国王は公権力の誠実な執行を確保する仲裁者として威厳ある役割を担う。

第10条 カンボジアの君主制は選出に基づく。国王は王位継承者を選ぶ権限を有しない。

第11条 国王が重病のため国家元首としての通常の職務を遂行できず、それが国会議長と首相によって選ばれた経験ある医師團によって確認された場合、国会議長は国王に代わり「摂政」の資格で国家元首の職務を遂行する。

第12条 国王が死去した場合、国会議長はカンボジア王国の摂政の資格で国家元首代行の職務を担う。

第13条 7日以内に、カンボジア王国の新国王が王位評議会によって選出される。王位評議会は国会議長、首相、モハニカイとタマユティカニカイの大僧正、国会第1・第2副議長で構成される。王位評議会の組織と運営は法律で定める。

第14条 カンボジア王国国王に選出されるのは、年齢30歳以上のカンボジア王族で、アン・ドゥン王、ノロドム王またはシソワット王の子孫とする。即位に先立ち、国王は付則4の定めにより誓いを述べる。

第15条 国王の配偶者はカンボジア王国王妃の地位を有する。

第16条 カンボジア王国王妃は、政治に参加する権利、国家指導者または王国政府指導者として行動する権利、あるいは行政上または政治上の役割を担う権利を有しない。（以下略）

第17条 国王は君臨するが権力を行使しないとの憲法第7条第1項の規定は、絶対に改正できない。

第18条 国王は国王教書を通じて国会と接触を保つ。国会は国王教書について審議することができない。

第19条 国王は第100条の定める手続きに従い、首相と内閣を任命する。

第20条 国王は首相および内閣と月に2回公式に謁見し、国情に関する報告を聞く。

第21条 国王は内閣の進言により、高位の文官と軍人、特命全権大使・使節を任命、配転、罷免する勅令に署名する。国王は最高司法評議会の進言により、裁判官を任命、配転、罷免する勅令に署名する。

第22条 国家危急時に、国王は首相および国会議長の同意を得て非常事態を宣言する。

第23条 国王はクメール王国軍の最高司令官である。軍の指揮のためクメール王国軍総司令官が任命される。

第24条 国王は最高国防評議会の議長となる。最高国防評議会は法律で設置される。国王は国会の同意を得て宣戦を布告する。

第25条 国王はカンボジア王国への外国の特命全権大使・使節から信任状を受け取る。

第26条 国王は国会の承認と同意を得て国際条約および規約に署名し、これを批准する。

第27条 減刑し恩赦を与えるのは国王の権限である。

第28条 国王は憲法および国会が採択した法律を公布する国王証書に署名し、内閣の要請で勅令に署名する。

第29条 国王は内閣の要請により国家勲章を創設し、授与する。法律の定めるところにより軍人および文官に職位と称号を授与するのは、国王の大権である。

第30条 国王不在の際は、国会議長が国家元首代行の職務を担う。

### 第3章 カンボジア国民の権利および義務

第31条 カンボジア王国は国連憲章、世界人権宣言および人権と女性・児童の権利に関するすべての条約および規約に定められた人権を承認し、尊重する。カンボジア国民は法の前に平等であって、人種、肌の色、性別、言語、信条、宗教、政治的傾向、門地、社会的地位、財産その他の身分にかかわらず、同一の権利、自由、義務を有する。個人の権利および自由の行使に当たっては、他人の権利および自由を侵害してはならない。権利および自由の行使は、法律の定める条件に従う。

第32条 すべて国民は、生存して自由および個人的安

全を享受する権利を有する。死刑は廃止される。

第33条 カンボジア国民は、相互の合意がある場合を除いて、国籍を奪われず、追放されず、いかなる外国にも引き渡されない。外国に居住するカンボジア国民は国家の保護を受ける。カンボジア国籍の取得については、法律で定める。

第34条 カンボジア国民は両性とも選挙権および被選挙権を有する。18歳以上のカンボジア国民は両性とも選挙権を有する。25歳以上のカンボジア国民は両性とも被選挙権を有する。選挙権および被選挙権を制限する規則は選挙法で定める。

第35条 カンボジア国民は両性とも国家の政治的、経済的、社会的、文化的活動に積極的に参加する権利を有する。国民のすべての提案は国家機関により十分に検討され、回答される。

第36条 カンボジア国民は両性ともその能力と社会的必要に応じて職業を選択する権利を有する。カンボジア国民は両性とも同一の仕事から同一の報酬を受ける権利を有する。家事労働は戸外での労働の報酬と同じ価値を有する。カンボジア国民は両性とも社会保障および法律の提供するその他の社会的給付を受ける権利を有する。カンボジア国民は両性とも労働組合を結成し、その構成員になる権利を有する。労働組合の組織および運営については、法律で定める。

第37条 ストライキおよび平和的示威運動の権利は法律の枠組み内で行使される。

第38条 何人も肉体的な危害を受けないことを法律で保障される。国民の生命、名譽、尊厳は法律で保護される。起訴、逮捕、拘束あるいは投獄は、法律の規定に基づいて正しく行なわれる場合に限る。被拘束者または囚人に対する威圧、肉体的拷問または処罰を加重するいかなる行為も禁止される。その行為者、共犯者、共謀者は法律により処罰される。肉体的または精神的威圧によって得られた自白を有罪の証拠として採用することはできない。疑わしい点は被告人に有利に解釈される。いかなる被告人も、裁判所が最終判断を下すまで無罪と推定される。何人も裁判所で自己を弁護する権利を有する。

第39条 カンボジア国民は、訴訟を提起し、上訴し、国家・社会機関およびその職員の違法行為により生じた損害の賠償を求める権利を有する。訴訟や損害賠償の解決は裁判所の管轄である。

第40条 国民の遠近の移動および合法的居住の自由は尊重される。カンボジア国民は外国に居住し、もしくは外国から帰国できる。住居不可侵の権利および書簡、電報、ファックス、テレックス、電話による通信の秘密は保障される。住居、所有物、身体の搜索は法律の規定に従い行なわれる。

第41条 カンボジア国民は表現、報道、出版、結社の自由を有する。何人もこの権利を乱用して、他人の名誉、社会の良き伝統、公共の秩序、國家の安全を損ねてはならない。報道機関は法律により組織される。

第42条 カンボジア国民は団体や政党を結成する権利を有する。この権利は法律で定められる。すべてのカンボジア国民は、相互に助け合い、国民の業績と社会秩序を守るために、大衆組織に参加できる。

第43条 カンボジア国民は両性とも信仰の権利を全面的に有する。信仰と宗教活動の自由は、その活動が他の信仰や宗教、公の法秩序を阻害しない限り、国家により保障される。仏教は国教である。

第44条 何人も個人または集団で私有の権利を有する。カンボジア国籍を持つ個人または法人だけが土地所有権を有する。合法的な私有財産は法律で保護される。私有財産の収用は、公共目的のために法律の規定に基づいてのみ行なわれ、公平かつ適切な補償が事前に支払われなければならない。

第45条 女性に対するあらゆる種類の差別は撤廃される。女性労働の搾取は禁止される。男性と女性はあらゆる分野とりわけ婚姻と家庭において平等の権利を有する。婚姻は法律の定める条件と、同意および一夫一婦制の原則に従って行なわれる。

第46条 奴隸制、強制売春および女性の尊厳を損ねる猥褻行為は禁止される。妊娠を理由に女性を解雇することは禁止される。女性は有給で産休を取る権利を有し、勤務期間および他の社会的給付の維持を保障される。国家および社会は、生活手段のない女性、とりわけ地方の女性が援助を受けられる環境をつくることに関心を払い、そうした女性が職業を得る一方、医療を受け、子女を学校に入れ、ほどほどの生活を送ることができるようとする。

第47条 両親はその子女を養育し、教育して善良な国民にする義務を負う。子女はカンボジアの慣習に従い、老齢の両親を扶養する義務を負う。

第48条 国家は児童権利規約に定められた児童の権利、とりわけ生存する権利、教育を受ける権利、戦争時に保護される権利、経済的または性的に搾取されない権利を保障する。国家は児童の教育や学習を妨げ、あるいは児童の健康または福祉を損ねる行為を禁止する。

第49条 すべてのカンボジア国民は憲法を尊重し、法律を遵守する。すべてのカンボジア国民は国家建設と国家防衛に貢献する義務を負う。国家防衛の義務は法律の規定に基づき履行される。

第50条 カンボジア国民は両性とも国家主権および複数政党制自由民主主義の原則を尊重する。国民は両性とも公共財産および合法的な私有財産を尊重する。

#### 第4章 政治体制

第51条 カンボジア王国は複数政党制自由民主主義を唱道する。カンボジア国民は国家の運命の主人である。すべての権力は国民に属する。国民は国会、王国政府、裁判所を通じて権力を行使する。この権力は立法権、行政権、司法権に分割される。

第52条 カンボジア王国政府はカンボジア王国の独立、主権、領土保全を守り、国民団結のため国民和解政策を唱道し、国家の良き慣習と伝統を守る義務を負う。カンボジア王国政府は法を守り、公共の秩序と安全を確保する。国家は国民の生活と福祉の向上に優先的な関心を払う。

第53条 カンボジア王国は常に永世中立・非同盟政策を支持する。カンボジア王国は近隣国家および世界の他の国家と平和的に共存する。カンボジア王国はいかなる国も侵略せず、いかなる形においても直接または間接に他国の内政に干渉せず、すべての問題を平和的に解決し、互恵を尊重する。カンボジア王国はいかなる軍事同盟も結ばず、中立と合致しないいかなる軍事協定にも参加しない。カンボジア王国は領土内にいかなる外国の軍事基地も認めず、国連の要請の枠内である場合を除いて外国での自国の軍事基地設置を認めない。カンボジア王国は自衛および国内の公秩序と治安の維持のため、軍事物資、武器、弾薬、軍事訓練その他の外国援助を受ける権利を留保する。

第54条 核、化学、細菌兵器の製造、使用、貯蔵は絶対に禁止する。

第55条 カンボジア王国の独立、主権、領土保全、中立、国民団結と合致しないすべての条約や協定は廃棄される。

#### 第5章 経済

第56条 カンボジア王国は市場経済制度を実施する。この経済制度の組織と運営は法律で定める。

第57条 法律で承認された場合にのみ税を課すことができる。国家予算の執行は法律で決定する。外貨と財政制度の管理は法律で定める。

第58条 国家財産には、陸地、地表、地下、山、海、海床、大陸棚、海岸、空、島、河川、運河、湖、森林、天然資源、経済と文化の中心施設、国防基地および国家に属すると定められた他の施設が含まれる。国家財産の管理、利用および運営については法律で定める。

第59条 国家は環境および天然資源のバランスを守り、陸地、地表、水、空、大気、地質、生態系、鉱物、エネルギー、石油とガス、石と砂、宝石、森林とその産物、野生動物、魚および水産物を管理するための具体的計画を作成する。

第60条 国民はその生産物を自由に売る権利を有する。生産物の国家への売却を要求することや、私的な生産物または財産を収用することは、それが一時的なものであっても、法律で特例が認められない限り禁止される。

第61条 国家は遠隔地を手始めに、あらゆる分野、とりわけ農業、手工業、工業での経済発展を促し、水利政策、電力、道路および輸送手段、近代技術、信用制度に力点を置く。

第62条 国家は、生産手段の問題の解決を助け、農民や手工業従事者のために生産物価格を保護し、生産物の市場を開拓することに关心を払う。

第63条 国家は国民の適切な生活水準を確保するため、市場の運営に关心を払う。

第64条 国家は消費者の健康や生命に害を与える麻薬、模造品、使用期限切れ商品の輸入、製造、販売を禁止し、違反者を厳しく処罰する。

#### 第6章 教育、文化、社会福祉

第65条 国家は国民が上質の教育をすべての水準で受ける権利を保護および促進し、この教育がすべての国民に達するようあらゆる措置を徐々に講じる。(以下略)

第66条 国家は、教育の自由の原則と教育における平等の原則を確保する完全な統一的教育制度を全国に確立し、すべての国民が人生で十分かつ平等な機会を得られるようにする。

第67条 (略)

第68条 国家はすべての国民に対し、公立学校での初等および中等教育を無料で提供する。国民は少なくとも9年の教育を受ける。国家は仏教僧の学校と仏教研究の普及および向上を助ける。

第69条 国家は国民文化を保存し拡大する義務を負う。(以下略)

第70条 文化、芸術遺産に対する犯罪や、文化、芸術遺産に関する犯罪は厳しく処罰される。

第71条 国民の遺産の周辺地域は、世界的遺産とされる遺跡の周辺地域とともに、中立地帯とみなされ、軍事活動が禁止される。

第72条 国民の健康は保障される。国家は病気予防と医療に关心を払う。貧しい国民は公立の病院、診療所、産院で無料の診療を受けることができる。国家は遠隔地における診療所および産院の設置を準備する。

第73条 国家は児童と母親に关心を払う。国家は託児所の設置を準備し、多くの子供を抱えた扶養者のない女性を援助する。

第74条 国家は身体障害者および国家のために死亡した兵士の遺族を援助する。

第75条 国家は労働者および被雇用者のために社会保

障制度を提供する。

## 第7章 国会

**第76条** 国会は国民の代表である議員少なくとも120人で構成される。議員は秘密投票を通じ、自由、平等、直接に総選挙で選出される。議員は再選のため立候補することができる。立候補できる者は年齢25歳以上の両性のカンボジア国民で、生まれながらにしてカンボジア国籍を持つ者とする。選挙組織機関および選挙の様式と手続きについては選挙法で定める。

**第77条** 国会議員は選挙区の国民だけでなくすべてのカンボジア国民を代表する。議員への威圧的な指図はすべて無効とみなされる。

**第78条** 国会の任期は5年であり、新国会の発足時に終了する。国会は任期終了前に解散されない。ただし、王国政府が12ヵ月間に2度解任された場合は例外とする。その場合、国王は首相の進言により、国会議長の同意を得て、国会を解散する。新国会を選出する選挙は、国会解散の日から60日以内に実施される。選挙までの間、王国政府の任務は、日常業務についてのみ指導性を發揮することに限定される。戦争その他特別な事情で選挙を実施できない場合、国会は国王の進言により、1回につき1年の任期延長を宣言できる。国会の任期延長の宣言は、全国会議員の3分の2以上の賛成で決する。

**第79条** 国会議員に付託された権限は、現役の公務員あるいは憲法に定める他の機関の構成員としての職務と両立しない。ただし、王国政府の内閣での役割は別である。その場合、この国会議員は通常の国会議員としての資格を維持するが、常任委員会その他の国会の委員会に所属することができない。

**第80条** 議員は議員特権を有する。議員は職務遂行に当たって表明した意見または見解を理由に、訴追、逮捕、拘束または投獄されない。国会議員は、国会の同意または国会休会中は国会常任委員会の同意がない限り、訴追、逮捕、拘束または投獄されない。ただし、重大な犯罪の場合は例外とする。この場合、主務官庁は国会または常任委員会に直ちに報告し、決定を求める。国会常任委員会の決定は国会の次の会議に提出され、全国会議員の3分の2の賛成で承認されなければならない。上のすべての場合において、全国会議員の4分の3の賛成により議員の投獄または訴追を中断すべきとの意見を国会が表明するなら、投獄または訴追は中断される。

**第81条** 国会はその活動のために自主的な予算を持つ。議員は報酬を受ける。

**第82条** 国会は選挙後60日以内に国王の招集により最初の会議を開く。国会は審議開始に先立ち、議院規則を採択し、各議員の権限の有効性を決定し、全国会議員の

3分の2の多数決で国会議長、副議長、国会の各種委員会の全委員を個別に選出する。議員は就任に先立ち、付則5に記された内容の宣誓を行なう。

**第83条** 国会の常会は年に2回開かれる。各会期は少なくとも3ヵ月継続される。国王の進言または首相ないし国会議員の少なくとも3分の1の要請があれば、国会常任委員会は国会の臨時会を招集する。この場合、臨時会の具体的な議事日程が会議の日取りとともに公表される。

**第84条** 国会休会中は、国会常任委員会が国会の職務を処理する。国会常任委員会は国会議長、国会副議長、国会の全委員会の委員長で構成される。

**第85条** 国会の会議はカンボジア王国の首都にある国会の集会場で開催される。ただし、事情により、招集文書で別に定めるときはこの限りでない。(中略) 招集文書に記された場所と日付によらないで開かれる国会のいかなる会議も、非合法かつ無効とみなされる。

**第86条** 国家が非常事態にあるとき、国会は毎日定期的に会議を開く。国会は事情が許すとき、上記特殊状況の終了を宣言する権限を有する。外国軍の占領などやむを得ない理由で国会を開けないのであれば、非常事態宣言は自動的に延長される。国家が非常事態にあるとき、国会を解散することはできない。

**第87条** 国会議長は国会の審議を主宰し、国会で採択された法律および決議を認定し、国会の議院規則の履行を確保し、国会のすべての国際的接触を管理する。国会議長に所用があるとき、または病気のために職務を遂行できないとき、あるいは国家元首代行か摂政の任にあるとき、もしくは外国出張中のとき、国会副議長が議長の職務を代行する。議長または副議長が辞任または死亡したとき、国会は新たに議長または副議長を選出する。

**第88条** 国会の会議は公開で行われる。国会は、議長または議員の少なくとも10分の1、あるいは国王または首相の要請により、秘密会を開くことができる。国会の会議は、全国会議員の10分の7の定足数を満たす場合のみ有効である。

**第89条** 議員の少なくとも10分の1以上の要請により、国会は優れた人物を招き、特別な重要問題について教示を受けることができる。

**第90条** 国会は立法権を行使する唯一の機関である。国会はこの権限を他のいかなる組織や個人にも移譲できない。国会は国家予算、国家計画、国家の借款受け入れ、国家の補助金供与、財務契約、租税の創設と変更と廃止を承認する。国会は政府会計を承認する。国会は恩赦に関する法律を承認する。国会は国際的な条約または規約を承認または破棄する。国会は宣戰布告に関する法律を承認する。以上の承認は、全国会議員の絶対多数の議決による。

第91条 議員および首相は法案提出権を有する。議員は法律改正を提案する権利を有するが、その提案が公共収入の削減または国民負担の増加を目的とするときは受理されない。

第92条 国会による承認行為がカンボジア王国の独立、主権、領土保全擁護の原則に反し、国家の政治的団結または行政運営を損ねるとき、その承認はすべて無効とみなされる。憲法評議会はこの無効を決定する権限を持つ唯一の機関である。

第93条 国会により採択され、国王により公布された法律は、首都プノンペンで公布後10日以内、全国で20日以内に発効する。しかし、この法律が緊急のものと宣言されるなら、公布後直ちに全国で発効する。国王により公布された法律は王国官報に記載され、上記の期間内に全国に広められる。

第94条 国会は必要に応じて委員会を設置できる。委員会の組織および運営は国会の議院規則で定める。

第95条 国会議員が任期終了の6カ月以上前に死亡、辞任または失格した場合、国会の議院規則および選挙法の定める条件に従い、補欠選挙で代わりの議員が選出される。

第96条 国会議員は王国政府に質問を出す権利を有する。この質問は、書面で国会議長を通じて提出される。提起された問題が1人の大臣の責任に関するものか、数人の大臣の責任に関するものかによって、1人または数人の大臣により回答が行なわれる。問題が政府の政策全般に関するときは、首相が回答する。大臣または首相は、口頭または書面で回答することができる。すべての回答は、質問受領後7日以内に行なわれる。(以下略)

第97条 国会の委員会は、大臣を招き、所轄分野のいかなる問題についても明確な説明を求めることができる。

第98条 国会は、全議員の3分の2の多数で問責動議を採択することによって、内閣構成員を罷免し、または王国政府を解任できる。王国政府に対する問責動議は、議員30人により国会に提出された場合に限り、国会で審議できる。

## 第8章 王国政府

第99条 内閣はカンボジア王国政府である。内閣は首相(単数)が率い、副首相がこれを補佐し、國務大臣、大臣、長官、次官で構成される。

第100条 国会議長の進言および2人の副議長の同意に基づき、国王は選挙で勝利を収めた政党の国民代表の中から高位の者1名を指名し、王国政府を組織させる。指名された者は、国会議員または国会に議席を有する政党的構成員を王国政府の役職に指名し、国会に信任投票を求める。国会の信任投票を受けて、国王は内閣全体を

任命する勅令を発する。内閣は発足に先立ち、付則6に定められた宣誓を行なう。

第101条 王国政府の構成員の職務は、商業や産業における専門活動および公務員の職と両立しない。

第102条 王国政府の構成員は、王国政府の政策全般について国会に対し連帯責任を負う。王国政府の各構成員は、自らの行為について首相および国会に対し個人責任を負う。

第103条 王国政府の構成員は、責任を回避するために、いかなる者の書面または口頭による指示も用いてはならない。

第104条 内閣は毎週、全体会議または研究会議を開く。全体会議は首相が主宰する。首相は研究会議の主宰を副首相に委託することができる。内閣の全会議の議事録は、国王に報告のため送付される。

第105条 首相はその権限を副首相または王国政府のいかなる構成員にも委任できる。

第106条 首相が恒久的に欠けた場合、憲法の定める条件により新内閣が任命される。空白が一時的な場合は首相代理が暫定的に任命される。

第107条 王国政府の各構成員は、職務遂行の過程で犯した罪により処罰される。その場合、あるいは職務遂行の過程で重大な違法行為をした場合、国会は所轄裁判所への訴追を決定することができる。国会は、全国会議員の絶対多数により秘密投票でその決定を下す。

第108条 内閣の組織および運営は法律で定める。

## 第9章 司法権

第109条 司法権は独立した権力である。司法権は公平さを保証および維持し、国民の権利と自由を守る。司法権は行政訴訟を含むすべての訴訟を管轄する。この権限は、最高裁判所およびすべての分野と水準の裁判所に与えられる。

第110条 裁判はカンボジア国民の名において、法手続きおよび有効な法律に従い行なわれる。裁判官のみが判決を下す権利を有する。裁判官は法を厳格に遵守し、誠心誠意かつ良心に従いこの職務を遂行する。

第111条 立法機関あるいは行政機関はいかなる司法権も行使できない。

第112条 檢察局のみが刑事事件の訴追権を有する。

第113条 国王は司法権の独立を保障する。最高司法評議会がこの問題で国王を補佐する。

第114条 裁判官は罷免されない。しかし、最高司法評議会は誤った行動をとった裁判官に懲戒処分を科すことができる。

第115条 最高司法評議会は組織法によって設置され、この法律がその構成および職務を定める。最高司法評議

会は国王が主宰する。国王は最高司法評議会を主宰する代理人1名を指名できる。最高司法評議会は、裁判官および全裁判所の検察官の任命について国王に提案を行なう。(以下略)

第116条 裁判官と検察官に関する規則および裁判所の組織については別に法律で定める。

## 第10章 憲法評議会

第117条 憲法評議会の権限は、憲法の尊重を確保し、憲法および国会が制定した法律を解釈することである。憲法評議会は、国会議員の選挙に関する争いを審査し、解決する権限を有する。

第118条 憲法評議会は9名で構成され、構成員の任期は9年とする。憲法評議会の構成員は3年ごとに3分の1ずつ改選される。構成員のうち3人は国王により、3人は国会により、残りの3人は最高司法評議会によりそれぞれ任命される。憲法評議会の構成員により議長が選出される。賛否同数のとき、議長が決定を下す。

第119条 憲法評議会の構成員は、法律、行政、外交または経済の分野で高等教育の学位を少なくとも1つ有し、実務経験豊かな者の中から選出される。

第120条 憲法評議会の構成員の職務は、政府の構成員、国会議員、政党の正副党首、労働組合の正副委員長および現職裁判官の職務と両立しない。

第121条 国王、首相、国会議長または10分の1以上の数の国会議員は、法律の公布前に法案を憲法評議会に送付し、審査を求めることができる。国会の議院規則および各種の組織法は、公布前に審査のため憲法評議会に送付される。憲法評議会は30日以内に上記の法律や国会の議院規則が合憲かどうかを決定する。

第122条 法律公布後も、国王、首相、国会議長、10分の1以上の数の議員または裁判所は、その法律の合憲性審査を憲法評議会に求めることができる。(以下略)

第123条 憲法評議会が違憲と判定したいかなる条文の規定も公布または施行されない。憲法評議会の決定に異議を唱えることはできない。

第124条 国王は、憲法改正案について憲法評議会と協議する。

第125条 憲法評議会の組織と運営は組織法で定める。

## 第11章 行政

第126条 カンボジア王国の領土は州と特別市に細分される。州は郡に、郡は村に細分される。特別市は区に、区は小区に細分される。

第127条 州、特別市、郡、区、村、小区の行政は組織法の定める条件に従って行なわれる。

## 第12章 国民大会

第128条 国民は国民大会で、国益にかかるさまざまな事項について直接の説明を受け、問題を提起し、国家当局に解決を求めることができる。カンボジア国民は両性とも国民大会に参加する権利を有する。

第129条 国民大会は年に1度、12月初めに首相が招集する。国民大会は国王の主宰で行なわれる。

第130条 国民大会は提案を採択し、国家当局および国会はこれを検討する。国民大会の組織と運営は法律で定める。

## 第13章 憲法の効力、修正および改正

第131条 この憲法はカンボジア王国の最高法規である。すべての法律およびさまざまな国家機関による決定は、憲法に絶対に適合しなければならない。

第132条 国王、首相、国会議長は、全国会議員の4分の1の提案に基づき、憲法の修正または改正を発議する特権を有する。憲法の修正または改正は、全国会議員の3分の2の多数により採択される憲法によって効力を生ずる。

第133条 国家が第86条の定める非常事態にある間、憲法の修正または改正は禁止される。

第134条 憲法の修正または改正は、それが複数政党制自由民主主義体制および立憲君主制を侵害するとき効力を持たない。

## 第14章 経過規定

第135条 憲法は採択後、カンボジア国家元首により直ちに発効を宣言される。

第136条 憲法の発効後、制憲議会は国会となる。国会の議院規則は国会による採択後に発効する。(以下略)

第137条 憲法の発効後、第13条および第14条の定める条件に従い国王が選出される。

第138条 憲法発効後の第1期国会で、国王は国会議長および2人の副議長の同意を得て、王国政府組織のため第1首相および第2首相を任命する。憲法採択前に存在した共同首相は、(中略) 第13条に定める(中略) 王位評議会の構成員となる。

第139条 国家財産、権利と自由、および個人の合法的財産を保護するカンボジアの法律と基準文書は、それが国益にかなう限り、新たに改正または廃棄されるまで、引き続き効力を有する。ただし、憲法の精神に反する規定はこの限りでない。

(出所: FBIS, Southeast Asia, 1993年10月18日)